

京田辺市暴力団排除の措置を講じるための連携に関する協定書

京田辺市長（以下「甲」という。）と京都府田辺警察署長（以下「乙」という。）とは、暴力団排除の措置を講じるための連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、京田辺市暴力団排除条例（以下「条例」という。）に基づき暴力団排除の措置を講じるための甲と乙との連携に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3）暴力団員等 条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。

（規定の整備等に関する通知等）

第3条 甲は、暴力団排除の措置を講じるために所要の規定を整備するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により所要の規定を整備したときは、当該規定の写しを乙に送付するものとする。
- 3 乙は、甲が行う事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないようにするため、暴力団排除に必要な所要の規定の整備その他の必要な措置を講じるよう甲に要請することができる。

（照会及び回答）

第4条 甲は、暴力団排除の措置を講じるため、暴力団排除の措置を行う事務又は事業の相手方が、暴力団員等及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者（以下「排除対象者」という。）であるかどうか及び排除措置要請等について、乙へ意見を求める場合は、別記様式第1号により照会するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による照会があったときは、当該対象者が排除対象者であるか及び排除措置要請等について、別記様式第2号により甲に回答するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定による照会を行う場合で緊急を要するときは、口頭による照会を行うことができる。この場合において、照会を受けた乙は、口頭による回答を行うことができる。
- 4 甲及び乙は、前項の規定により照会及び回答を行った場合についても、事後速やかに第1項及び第2項に定める方法により照会及び回答の手続きを行うものとする。

（通知）

第5条 甲は、条例第21条第1項又は第2項に規定する違法行為（罰則の対象）となる疑いがあると認めるときは、乙と協議の上、乙に当該内容を通知するものとする。

- 2 乙は、甲が暴力団排除の措置を講じることができるよう、甲の事務又は事業に関し、その対象者が排除対象者に該当することが判明したときは、甲と協議の上、別記様式第3号により甲に当該内容及び排除措置要請等を通知するものとする。

（結果の通知）

第6条 甲は、第4条第2項若しくは第3項の回答（排除対象者である旨の回答に限る。）又は前条第2項の通知を受けたときは、暴力団排除の措置を講じたかどうか及び講じた具体的内容又

は講じなかった理由を別記様式第4号により乙に通知するものとする。

（情報の管理）

第7条 甲は、この協定書の規定に基づき取得した個人情報について、京田辺市個人情報保護条例の規定に基づき適正に管理し、暴力団排除の措置以外の目的に使用しない。

- 2 乙は、この協定書の規定に基づき取得した個人情報について、京都府個人情報保護条例の規定に基づき適正に管理し、暴力団排除の措置以外の目的に使用しない。

（連携）

第8条 甲及び乙は、甲が暴力団排除の措置を講じるに当たり、情報交換又は具体的事案に対処するため必要があるときは、協議を行うものとする。

- 2 甲は、暴力団排除の措置を講じるに当たり、当該暴力団排除の措置の対象者等から不法行為を受けるおそれがあると認めるとき、当該暴力団排除の措置の訴訟を提起されることが予想されるときその他必要があるときは、乙に対して支援及び協力を求めることができる。
- 3 乙は、前項の規定による支援及び協力の求めがあったときは、甲に対し必要な支援及び協力をするものとする。

（適用除外）

第9条 甲による暴力団排除の措置に関し、法令の定めがあるもの、国の行政機関の通知によるもの及び他に協定書又は合意書の締結があるものについては、本協定事項を適用しないものとする。

（協議）

第10条 この協定書により定めるもののほか、甲が行う事務若しくは事業からの暴力団排除について疑義が生じた事項又は協定書の運用に必要な事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年1月17日

甲 京都府京田辺市田辺80番地

京田辺市長

石井明 公印

乙 京都府京田辺市興戸小毛詰1番地

京都府田辺警察署長

三浦芳敬 公印